

2010年(平成22年)3月9日 火曜日

Q 夫がほかの女性と不倫をしています。夫の方から誘ったと聞  
いています。幼い子供がおり、生活の不安があるため離婚はできま  
せん。夫との関係を修復し、相手の女性には損害賠償を請求したい  
のですが、どうしたらよいのでしょうか。

夫が不倫、相手に賠償求めたい



A 夫婦は互いに貞操を守る義務がありま  
す。貞操義務違反は離  
婚原因となるほか、相  
手方に対し不法行為に  
対し損害賠償を請求  
することができます。

お尋ねのような場合  
は、夫婦関係の破綻後  
でない限り、どちらが  
誘ったかにかかわら  
ず、あなたは相手の女  
性に対し損害賠償を請  
求することができます  
(夫婦が共同生活をし  
ているような場合であ  
れば一般に夫婦関係の  
破綻と判断されること  
はないと考えます)。

基づく損害賠償を請求  
することもできます。  
もつとも、すでに夫婦  
関係が破綻しており、  
破綻後に男女の関係を  
持ったような場合には  
不法行為にならない場  
合もあります(最高裁  
1996年3月26日判  
決)。

調停などで話し合いを

破綻と判断されること  
はないと考えます)。  
その場合の損害です  
が、不貞に至った経緯  
不貞内容等にもよるま  
すが、100万円〜3  
00万円程度は請求可  
能と考えます。それが  
原因で離婚に至ればさ  
らに請求可能な損害額  
は大きくなります。  
また、お尋ねのよう  
に夫に対する愛情や子  
供のことあつて、円  
満な夫婦関係を取り戻  
したい場合もあると思  
います。当事者間の話  
し合いにより解決でき  
ればよいのですが、そ  
れが困難な場合には、  
家庭裁判所に、夫を相  
手として夫婦関係の円  
満調整を求め、同時に  
相手の女性に対し不倫  
をやめるとともに損害  
賠償を求めるとともに損害  
賠償を請求する調停の申  
立てをすることが可  
能です。  
このように調停によ  
る話し合いを通して、  
裁判所から夫と相手の  
女性に対し別れるよう  
に説得してもらい解決  
するの二つの方法があ  
ります。松田健太郎